

「おしえて おさむね君!」 <年金収入と申告Q&A>



あれ! ?おらの収入は年金だけで所得税もとられていないのに、なんで去年まで課税されていなかった町県民税が、今年は課税されているんだ? 町県民税が課税されたから、介護保険料も上がっているのか! ?

A助さん

申告をすると、お得になることがあります!



年金支払者に「扶養親族等申告書」を提出していないときはもちろん、提出していても扶養の追加をする場合や、源泉徴収票に記載がない社会保険料控除や医療費控除をするために申告をすると、所得税や町県民税が安くなる場合があります。

町県民税が「課税」か「非課税」かで、介護保険料の額等が変わってきます。きちんと申告をすると、町県民税を節税できるだけでなく、家計全体でお得なことがいっぱいです!

例えば...



A助さん・B子さん

年金収入のみ152万円(所得税は非課税)
B子さん71歳 年金収入のみ75万円(所得税・町県民税非課税)
(A助さんの妻)

| | A助さんが扶養控除を 未申告の場合 | A助さんがB子さんを 扶養控除申告した場合 | 節約効果 |
|------------|----------------------|--------------------------|----------------|
| A助さんの町県民税 | 6,200円 | (非課税) 0円 | 6,200円 |
| A助さんの介護保険料 | 86,400円 | 54,000円 | 32,400円 |
| B子さんの町県民税 | (非課税) 0円 | (非課税) 0円 | — |
| B子さんの介護保険料 | 64,800円 | 32,400円 | 32,400円 |
| 計 | 157,400円 | 86,400円 | 71,000円 |

世帯単位でみると、町県民税と介護保険料だけでも**71,000円もお得**になります!!
これ以外にも、高額介護サービス費の自己負担額の上限額が変わってくるなど、影響があります。
※ 源泉徴収票の見方は、平成27年2月に各家庭にお送りした平成26年分申告書類確認票(冊子)をご覧ください。
※ 扶養控除は、年金支払者に「扶養親族等申告書」を提出したり、申告をすることで受けられます。



「申告してお得!」といっても、町の申告会場は混んでいるから行くのが大変...。申告した方が良いか、申告しなくても良いのか、どうやったらわかるのかしら?

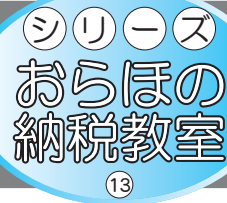
<おさむね君のワンポイントアドバイス>

開催決定! 『年金収入者向けおらほの申告教室』



昨年度にご好評をいただいた「おらほの申告教室」を今年度も開催いたします。しかも、今回は「年金収入者向け」の申告教室を開催します!
「年金収入だけなんだけど、申告が必要なの?」、「節税できるお得な情報はないかしら?」という疑問に、皆さんに身近な「役場」ならではの視点で、お答えします。町県民税のことはもちろん、今回お伝えした介護保険料への影響のほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や、福祉サービス等への影響についての情報満載です。
詳細が決まり次第、お知らせしますので、皆さん参加しましょう!

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372



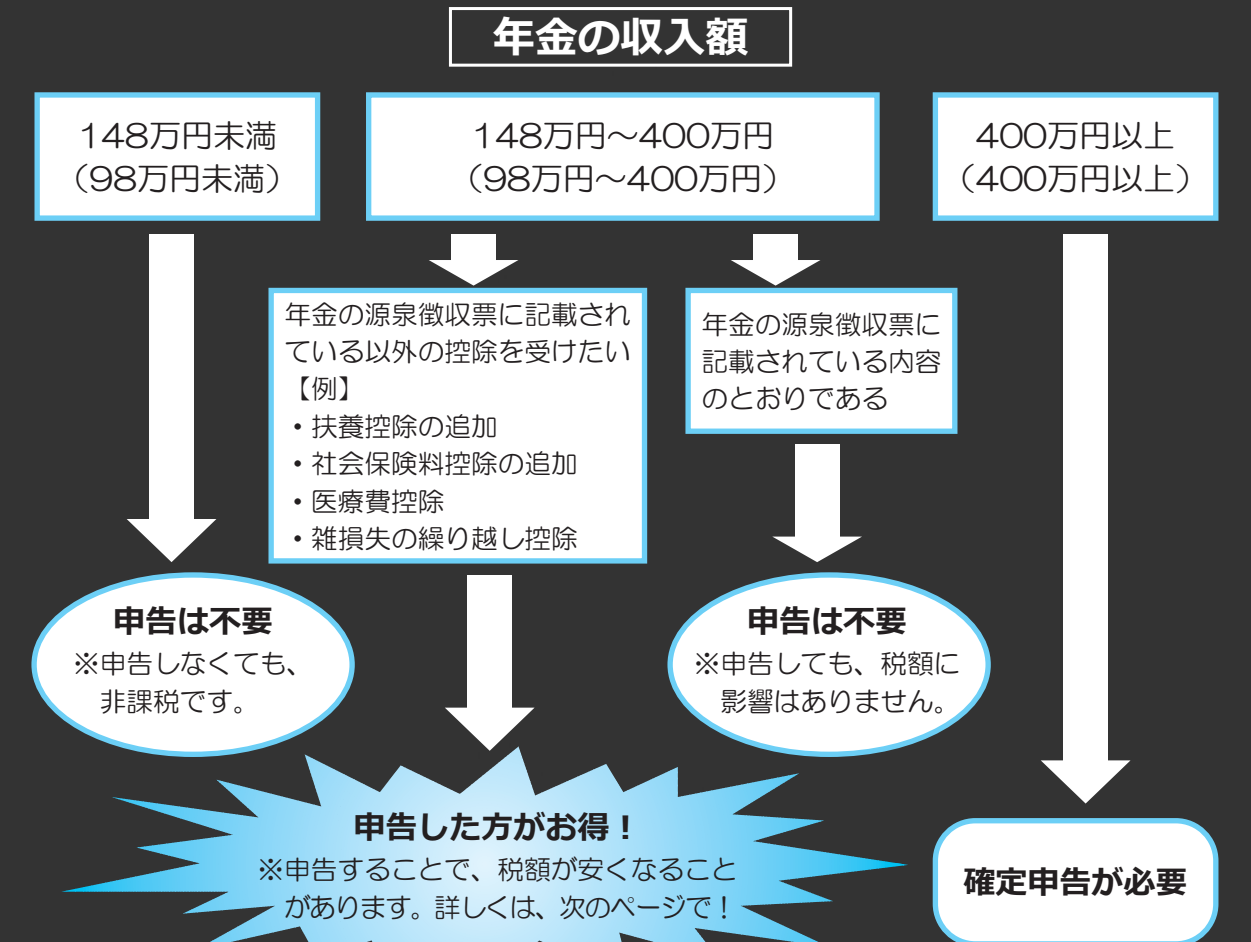
今回は、年金収入に係る所得控除についてのお役立ち情報などを紹介していきます。
年金収入のある皆さん!! 申告の要否を確認して、しっかり節税しませんか?



「年金収入だけで今まで町県民税が非課税だったのに、今年は課税。どうして?」という問い合わせをいただいています。この問い合わせの中には、扶養控除の申告がされていないことによるものもあります。年金収入のみの場合、「申告した方がお得になる場合」と「申告しても変わらない場合」があり、知らないと損をすることもありますので、この機会に年金収入と申告について見直してみたいかがでしょうか。

わたしは申告が必要?

「年金収入のみ」の「65歳以上」の方は、次の区分に沿って、御自分の申告が必要・不要を確認するほか、「申告した方がお得になるかも!」という場合を確認できます。年金収入額や扶養等の状況をもとに、チェックしてみましょう! ※65歳未満の方は、()の金額を見てください。



※ 年金の額が158万円(65歳未満の方は108万円)以上の方は、年金支払者から「扶養親族等申告書」が毎年10月下旬頃に送付されます。扶養の状況等を記載して、提出すれば、その分、申告の手間が省けます。きちんと記入して提出しましょう。